

和泉滞第267号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第4項及び地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次の書類を公示送達する。

なお、同法同条第2項の規定により、公示送達に係る書類は、和泉市役所（滞納債権整理回収課）において保管し、送達を受けるべき者から、その書類の請求があれば、いつでも交付する。

令和8年7月31日

和泉市長 辻 宏康



1 送達を受けるべき者

別紙のとおり

2 送達する書類

別紙のとおり

（注意）

地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示をはじめた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

(別紙)

公示送達者名簿

番号	送達を受けるべき者	送達する書類
1	依光 充美	差押調書
2	多賀 千絵	差押調書
3	平田 知行	交付要求通知書
4	米岡 零	差押解除通知書
5	MERCEDES ARROYO VICENTE ANTONIO	差押調書